

質問に関する回答

青森県交通・地域社会部地域づくり政策課

No.	質問事項	質疑内容
1	<p>管理技術者の要件について 該当箇所： ・「説明書」3(2)ア ・「業務委託仕様書(案)」 11(6) ・「(様式3-1)配置予定管理技術者経歴等」</p>	<p>管理技術者の資格要件について、説明書に「管理技術者の資格については技術士法(昭和34年法律第86号)に基づく技術士(建設部門：都市及び地方計画等)、建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士の資格を有し、かつ国又は地方公共団体が発注する同種又は類似業務(PFIアドバイザー業務等)の管理技術者としての実績を有する者」と記載されております。様式3-1 ⑤保有資格欄には技術士資格のみが例示されていません。資料から、資格要件は「技術士又は一級建築士であること」と推察した上で、管理技術者の要件は「当該資格要件(技術士又は一級建築士)」かつ「国又は地方公共団体が発注する同種又は類似業務(PFIアドバイザー業務等)の管理技術者としての実績を有する者」と推察しましたが、相違ないでしょうか。</p>
【県回答】お見込みのとおりです。		
2	<p>管理技術者の要件について 該当箇所： ・「説明書」3(2)ア ・「業務委託仕様書(案)」 11(6)</p>	<p>管理技術者の資格要件について、説明書に「管理技術者の資格については技術士法(昭和34年法律第86号)に基づく技術士(建設部門：都市及び地方計画等)～」と記載がありますが、「建設部門：都市及び地方計画」以外の技術士(建設部門の他科目及び建設部門以外の部門)も認められると推察しましたが、相違ないでしょうか。</p>
【県回答】お見込みのとおりです。		
3	<p>管理技術者の要件について 該当箇所： ・「説明書」3(2)ア ・「業務委託仕様書(案)」 11(6)</p>	<p>管理技術者の資格要件について、説明書に「～、かつ国又は地方公共団体が発注する同種又は類似業務(PFIアドバイザー業務等)の管理技術者としての実績を有する者」と記載されていますが、本件における「同種又は類似」の考え方について確認させてください(「同種業務」と「類似業務」の違いがあるかなど)。</p>
【県回答】同種業務はスタジアム・アリーナ、体育施設または公園におけるPFI事業等(DBO方式やコンセッション方式等を含む)のアドバイザー業務とし、類似業務は庁舎や教育・文化施設(体育施設を除く)といった同種業務に含まれない施設におけるPFI事業等(DBO方式やコンセッション方式を含む)のアドバイザー業務とします。		

No.	質問事項	質疑内容
4	配置技術者の実務要件について ・「説明書」3(2)エ(i)(ii) ・「業務委託仕様書(案)」 11(7)ア③	配置技術者の区分にて「土木・防災」との記載がありますが、本業務においては、土木・防災を一体の分野として、主担当技術者1名を配置すれば足り、土木担当、防災担当をそれぞれ別に1名ずつ配置することまでは求められていないとの理解でよろしいでしょうか。
【県回答】お見込みのとおりです。		
5	配置技術者の実務要件について ・「説明書」3(2)エ(ii) ・「業務委託仕様書(案)」 11(7)イ	建築、設備、土木・防災に関する調査、財務に関するアドバイス、法務に関するアドバイスを担当する者について、「同種又は類似の業務実績を1件以上」有することが求められていますが、土木・防災分野および設備分野の担当者に求められる「同種又は類似」の考え方について確認させてください。 本業務の仕様書(案)では、土木・防災および設備分野の検討内容として、構内道路線形変更、駐車場、防災調整池、設備条件整理等、施設設備に係る条件整理や基本設計相当の技術的検討が位置付けられていると理解しております。 そのため、当該分野の担当者については、PFI/PPP事業に直接関与した実績に限らず、公共施設等を対象とした通常の基本設計、概略設計、予備設計、計画検討業務の実績であっても、本業務の遂行に必要な専門的知見が活用されたものであれば、「同種又は類似の業務実績」として認められるとの理解でよろしいでしょうか。
【県回答】お見込みのとおりです。		
6	協力者・再委託について 該当箇所： ・「業務委託仕様書(案)」9(3)	協力者・再委託先について、「(中略)なお、プロポーザル時の提案書において記載された協力者・再委託先については、本業務開始時の承諾を得たものとみなす。」との記載があることから、参加表明書の提出時点で協力事務所が決定していない場合、「協力会社(様式4)」を提出していない会社についても、別途協議の上、再委託は可能であるものと考えてよろしいでしょうか。
【県回答】お見込みのとおりです。		

No.	質問事項	質疑内容
	<p>法務に関するアドバイスについて</p> <p>7・「説明書」3(2)エ(i)</p> <p>7・「業務委託仕様書(案)」11(7)ア⑤</p>	<p>説明書3(2)エ(i)及び業務仕様書11(7)ア⑤内、「法務に関するアドバイス」にて、「弁護士法に基づく弁護士の資格を有する者であること」との記載がありますが、当社は、弁護士法人ではないことから、協力者として外部の弁護士を配置したいと考えています。</p> <p>一方、弁護士法人でない当社が法律事務を直接受託した上で法律事務所に再委託することは弁護士法に抵触する恐れがあることから、当社と弁護士が個別に契約を締結した上で、PFIアドバイザー業務等の業務実績を有する法務に関する専門的知見を有する弁護士ではない当社担当者が当該業務の窓口や業務遂行管理を実施した上で、PFIアドバイザー業務等の実績を有する弁護士が直接貴県に法律事務を提供する形態を想定していますが、問題ありませんでしょうか。</p>
	【県回答】問題ありません。	
	<p>法務に関するアドバイスについて</p> <p>8・「業務委託仕様書(案)」9(8)</p>	<p>「法務に関するアドバイス」にあたって、No.07にて質問させていただいた形態においても、業務委託仕様書(案)9(8)の記載に基づき、(1)～(7)の規定に準じるとの理解でよろしいでしょうか(様式3-6、様式4の提出をもって、協力者・協力会社としての承諾を得たものとみなされる)。</p>
	【県回答】お見込みのとおりです。	
	<p>審査方法等について</p> <p>9・「説明書」8(2)</p>	<p>説明書内に「ヒアリングの際、提出した説明資料によりプレゼンテーションを行う。」との記載があります。今回、技術提案書はA4横のスライド形式とは指定いただいておりますが、プレゼン時に用いるスライドは、プレゼンテーション時間や画面上での視認性を考慮し、技術提案書の内容に沿って、構成を組み替えた(提案書の一部を抜粋、再構成した)資料を準備することは可能でしょうか。</p>
	【県回答】問題ありません。	
	<p>評価項目について</p> <p>10・「説明書」8(3)</p>	<p>評価項目と評価ポイントについて、例えば、評価項目の4番目は「特定テーマ(2)「～要求水準の策定に係る提案」ですが、評価ポイントの5番目が「～要求水準の策定方針～」となっております。不整合になっている可能性があるかと認識しています。そのため、特定テーマと評価のポイントについて再度ご提示いただけないでしょうか。</p>
	【県回答】説明書の修正版を公表しましたので、ご確認ください。	

No.	質問事項	質疑内容
11	企業の業務実績について ・「説明書」10(2)	企業の業務実績について、「過去15年以内の同種・類似実績について記載する。」とありますが、15年以内の考え方（どの時点から15年以内となるか。また、業務の契約日が15年以内であればよいか等）についてご教示ください。 また、配置予定管理技術者、配置予定技術者の実績について「新しいものから3件までとする」とありますが、「同種・類似実績」を含めて、より本業務に近い実績を提案者にて選定して記載できるものと考えてよいでしょうか。
		【県回答】受注業務の契約日が平成23年4月1日～令和8年3月31日の同種・類似実績についてご記載ください。また配置予定管理技術者、配置予定技術者の実績についてはお見込みのとおりです。
12	技術提案書の記述について ・「説明書」11(2)オ	提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名、個人名、電話番号、メールアドレス、住所、過去に関係した施設名称や業務名称等）が記載されている場合には、無効とし、選定しないとの記載がありますが、提案における具体性を示すため、個別業務の業務名称等自体は提示しないものの、個別業務特有の経験に基づく詳細な提案やノウハウを提示することは問題ありませんでしょうか。
		【県回答】問題ありません。
13	地質調査について ・「業務委託仕様書（案）」4(4)(イ)	機械ボーリングの実施により、事業費に影響を与えるような対策等が必要な地層が出現した場合には、追加調査提案等をさせて頂けると考えてよいでしょうか。
		【県回答】お見込みのとおりです。
14	事業者選定委員会について ・「業務委託仕様書（案）」4(5)(イ)	会場費、委員報酬及び旅費は、本委託費用として支払いを行うとありますが、そのうち、民間の外部有識者に対する報酬・旅費の支払い額の考え方についてご教示ください。旅費については、青森県条例第45条の規定を参考とするという理解でよろしかったでしょうか。
		【県回答】想定される委員の報酬額は（例 大学教授級1日当たり40,000円、1時間当たり8,000円）とし、旅費についてはお見込みのとおりです。